

証券コード 6407  
平成30年6月5日

株 主 各 位

愛知県小牧市応時二丁目250番地

**CKD株式会社**

代表取締役社長 梶本 一 典

## 第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成30年6月21日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコートⅢ  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第98期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第98期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
  - 第2号議案 監査役2名選任の件
  - 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後5時までにご行使ください。

(3) 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時間は、午前9時を予定しております。
  - ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記事項、計算書類の個別注記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ckd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記事項及び計算書類の個別注記事項となります。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ckd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

#### 【議決権行使ウェブサイトアドレス】

ウェブ行使  
<https://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

#### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

#### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

### 1. パソコン用サイトによる場合

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft®Internet Explorer

② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe®Acrobat®Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe®Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe®Acrobat®Reader®及びAdobe®Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

### 2. 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について】

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**

 **0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)**

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

**三井住友信託銀行 証券代行事務センター**

 **0120-782-031**

**(受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)**

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

### 1. 企業集団の状況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善から堅調に推移した個人消費が牽引役となり、緩やかに回復いたしました。企業収益は、好調な内需に加えて輸出の拡大により改善が進み、生産能力増強や合理化・省力化に向けた設備投資が増加いたしました。

また、海外経済は、米国では良好な雇用情勢が持続したことで、個人消費は堅調に推移し、企業の生産活動は拡大が続きました。欧州では金融緩和策などから回復に向かいました。中国では政府の抑制策によりインフラ投資の伸びは鈍化したものの、個人消費が下支えし底堅く推移いたしました。

このような状況のもとで、当社グループの当期における連結業績は、売上高115,700百万円(前期比23.1%増)、営業利益12,472百万円(前期比30.2%増)、経常利益12,469百万円(前期比27.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益9,142百万円(前期比31.4%増)となりました。

## 部門別概況

自動機械部門につきましては、自動包装システムでは、国内のジェネリック医薬品向け設備投資が縮小したため売上が減少いたしました。

産業機械では、リチウムイオン電池製造システム、三次元はんだ印刷検査機ともに売上が増加いたしました。

その結果、売上高は16,344百万円（前期比11.1%減）、営業利益は売上の減少、研究開発費の増加及び第2四半期連結会計期間に発生した保守点検費用の影響もあり1,176百万円（前期比44.1%減）となりました。

機器部門につきましては、国内市場では、微細化や3Dメモリーへの投資が続く半導体製造装置向け、内外需ともに好調な工作機械向けやFPD製造装置向けの売上が増加いたしました。

海外市場では、半導体の設備投資が好調な韓国、情報通信機器や二次電池に加えて自動化などの設備投資が続く中国を中心に売上が増加いたしました。

その結果、売上高は99,355百万円（前期比31.4%増）、営業利益は15,831百万円（前期比41.5%増）となりました。

## 部門別売上高

部 門	金 額	前 期 比	構 成 比
	百万円	%	%
自 動 機 械 部 門	16,344	88.9	14.1
機 器 部 門	99,355	131.4	85.9
合 計	115,700	123.1	100.0

## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、春日井工場の改修、新基幹システムの導入、旋盤、検査測定器の更新等の結果、自動機械部門で569百万円、機器部門で8,221百万円、総額は9,422百万円となりました。

### (3) 資金調達の状況

当期の設備資金及び運転資金は、自己資金及び借入金で賄っており、増資による資金調達は行っておりません。

### (4) 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

当社は、日機電装株式会社（平成29年6月1日付でCKD日機電装株式会社に商号変更しております。）の株式383,213株（発行済株式総数の100%）を450百万円で取得しております。

### (5) 対処すべき課題

当社グループは、平成29年3月期よりスタートとした中期経営計画『Challenge CKD 2018』による中長期的な経営戦略の下で、次のとおり対処すべき課題に取り組んでおります。

世の中の変化を新たなビジネスチャンスととらえて、新事業への取り組みと新市場に向けた商品開発に挑戦しております。世界中で普及が進むIoT化には、通信機能やセンサー類の強化をするとともに予防保全用商品を開発するなど、商品の高度化にて対応しております。

当社が培った国内TOPクラスの商品を、積極的に海外のお客様に紹介し、グローバルに事業を拡大しております。自動機械は、医薬品や食品の自動包装システムをグローバルに展開できるよう、商品の対応と販売及びサービス体制を強化しております。

機器は、特定用途向け商品や業界ニーズ対応商品を、米国や欧州の先端産業に展開できるよう、販売と技術のサポート体制を強化しております。

今まで築いてきたアジア地域の事業基盤に加え、中南米やインドなどの新興国にも新たな基盤を構築し、米国と欧州では、よりお客様に満足いただけるよう基盤の強化を進めております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成26年度 第 95 期	平成27年度 第 96 期	平成28年度 第 97 期	平成29年度 第 98 期
売上高 (百万円)	83,379	88,117	94,012	115,700
経常利益 (百万円)	8,735	8,094	9,771	12,469
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,010	5,459	6,958	9,142
1株当たり当期純利益 (円)	96.25	87.99	112.38	147.65
総資産 (百万円)	96,018	96,412	106,361	132,820
純資産 (百万円)	65,555	66,419	70,957	80,058
1株当たり純資産 (円)	1,049.70	1,072.72	1,146.02	1,291.26

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第95期の1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成26年度 第 95 期	平成27年度 第 96 期	平成28年度 第 97 期	平成29年度 第 98 期
売上高 (百万円)	72,148	74,422	83,174	95,942
経常利益 (百万円)	6,857	6,930	8,570	9,096
当期純利益 (百万円)	4,520	4,722	6,245	6,933
1株当たり当期純利益 (円)	72.39	76.11	100.87	111.98
総資産 (百万円)	85,985	89,751	98,715	119,642
純資産 (百万円)	59,258	62,303	66,424	72,518
1株当たり純資産 (円)	948.86	1,006.24	1,072.80	1,171.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第95期の1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しております。

(7) 主要な事業内容

部 門	機 種	主 要 製 品
自動機械部門	自動機械装置	自動包装(薬品・食品・医療器具)システム、 画像処理検査システム、 リチウムイオン電池製造システム、 三次元はんだ印刷検査機、照明製造システム
機 器 部 門	省 力 機 器	インデックスユニット、 ダイレクトドライブモータ、 ピックアンドプレースユニット
	空気圧制御機器	空気圧方向制御弁、手動切換弁
	駆 動 機 器	空気圧シリンダ、バルブ付シリンダ、 特殊シリンダ、電動アクチュエータ、 複合機能付シリンダ、揺動回転駆動機器
	空気圧関連機器	F.R.Lユニット、フィルタ、レギュレータ、 ルブリケータ、継手、スピードコントローラ、 冷凍式ドライヤ、乾燥式ドライヤ、 膜式ドライヤ、メインラインフィルタ、 流量センサ、圧力センサ
	流体制御機器	水・空気・蒸気用バルブ、 半導体製造プロセスガス用バルブ、 薬液用バルブ、真空用バルブ、 ガス燃焼システム機器、防爆バルブ

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本社・工場	愛知県小牧市
	支 店	東日本支店 : 東京都港区 中日本支店 : 愛知県小牧市 西日本支店 : 大阪市西区
	工 場	春日井工場 : 愛知県春日井市 犬山工場 : 愛知県丹羽郡扶桑町 四日市工場 : 三重県四日市市
CKD 日 機 電 装 株 式 会 社	生産・販売拠点	千葉県佐倉市
喜開理(中国)有限公司	生産・販売拠点	中国無錫市
喜開理(上海)機器有限公司	販売拠点	中国上海市
CKD THAI CORPORATION LTD.	生産・販売拠点	タイ国チョンブリ県

## (9) 使用人の状況

### ① 当社グループの使用人の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
自動機械部門	518名	—
機器部門	3,600名	552名増
全社（共通）	166名	13名増
合計	4,284名	565名増

### ② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,248名	156名増	41.6歳	17.4年

(注) 従業員数には嘱託、パートタイマーの計281名は含まれておりません。

## (10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
喜開理（中国）有限公司	百万円 5,773	% 100.0	自動機械製造・販売、機器製造

## (11) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	百万円 5,105
株式会社三井住友銀行	3,581
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 233,000,000株                    |
| ② 発行済株式の総数   | 61,915,515株 (自己株式6,993,934株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 9,731名                          |

### (2) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,826	6.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,210	5.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,189	5.15
C K D 持 株 会	2,751	4.44
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	2,551	4.12
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,914	3.09
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,581	2.55
C K D 協 力 企 業 投 資 会	1,572	2.54
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,400	2.26
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,210	1.96

(注) 上記持株比率は自己株式を除いて計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梶 本 一 典	
取 締 役	坪 井 和 巳	常務執行役員 環境・管理担当 兼内部統制監査室長
取 締 役	西 尾 竜 也	執行役員 自動機械事業本部長
取 締 役	奥 岡 克 仁	執行役員 品質・安全担当 兼コンポーネント本部長
取 締 役	加 川 純 一	日本特殊陶業株式会社 嘱託
取 締 役	浅 井 紀 子	中京大学 経営学部教授
取 締 役	植 村 和 正	愛知淑徳大学 健康医療科学部教授 名古屋大学 名誉教授
常 勤 監 査 役	大 森 繁	
監 査 役	林 公 一	公認会計士 株式会社アタックス 代表取締役 株式会社プラザクリエイト本社 社外監査役
監 査 役	南 谷 直 毅	弁護士 ユニー・ファミリーマートホールディングス 株式会社 社外監査役
監 査 役	澤 泉 武	ラオックス株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役加川純一、浅井紀子、植村和正の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 社外取締役加川純一、浅井紀子、植村和正、社外監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
 4. 取締役植村和正氏は、平成29年6月23日開催の第97期定時株主総会において選任され就任しました。  
 5. 監査役林公一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役南谷直毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 7. 監査役澤泉武氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 払 総 額
取 締 役	7名	199百万円
監 査 役	4名	32百万円

- (注) 1. 上記支払額のうち、社外取締役3名及び社外監査役3名の報酬の総額は27百万円であります。  
 2. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による取締役の報酬等の限度額は年額600百万円であります。  
 3. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による監査役の報酬等の限度額は年額80百万円であります。  
 4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 社外役員の状況

### ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役加川純一氏は、日本特殊陶業株式会社の嘱託を兼職しており、当社と同社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の0.2%未満であります。

取締役浅井紀子氏は、中京大学経営学部の教授を兼職しております。なお、当社と同校との間には特別な関係はありません。

取締役植村和正氏は、愛知淑徳大学健康医療科学部の教授及び名古屋大学名誉教授を兼職しております。なお、当社と各校の間には特別な関係はありません。

監査役林公一氏は、株式会社アタックスの代表取締役及び株式会社プラザクリエイト本社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はありません。

監査役南谷直毅氏は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役澤泉武氏は、ラオックス株式会社の顧問を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	加川 純 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会にオブザーバーとして定期的に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社外取締役	浅井 紀 子	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会にオブザーバーとして定期的に出席し、必要に応じ、主に大学の経営学部教授としての専門的見地から助言を行っております。
社外取締役	植村 和 正	社外取締役就任後開催の取締役会10回のうち9回、また、監査役会にオブザーバーとして定期的に出席し、必要に応じ、主に大学の健康医療科学部教授としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	林 公 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	南谷 直 毅	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	澤 泉 武	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。

③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項及び第36条第2項並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役加川純一、浅井紀子、植村和正、社外監査役林公一、南谷直毅、澤泉武の各氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額となります。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	34百万円
② 当社及び当社子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）助言・指導業務契約」を締結し、その対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人に再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

- ① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - (a) 企業の社会的責任を果たすため行動規準を定め、関係する法令等については規程を整備して、コンプライアンスを徹底します。
  - (b) 反社会的勢力とは一切関係をもたず、組織として毅然とした対応をします。
  - (c) 通報窓口を設置し、法令等の違反を防止・是正する体制を整備します。

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

稟議決裁書類、各種会議体の議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理します。

- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理については、全社員の法令順守の意識を高めるとともに、全社的なリスク管理を推進する本社のリスク管理部門（総務部、情報システム部、内部統制監査室、法務部）を中心として、各事業本部におけるリスク管理部門が連携してその徹底を図ります。

また、益々複雑化するリスクに対して的確かつ迅速に対応するため、リスクを社内横断的に管理する組織として取締役会の下に設置したリスク管理委員会が全社リスク管理の整備に関する事項について審議決定を行います。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、役員を中心に構成する常務会を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図ります。

各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する経営会議を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させることとします。

また、執行役員制度の導入により、従来の取締役会が有していた経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役員数を削減することによって、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への権限委譲と責任の明確化により機動的な業務執行を行います。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営上の重要事項等に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告が行われる体制を整備します。

(b) 行動規準、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。

(c) 子会社についても当社経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保します。また、国内、海外の子会社管理規程を定め、子会社経営の効率化を推進します。

(d) 当社グループ全体に適用する行動規準を定めるほか、子会社の実態を適切に把握し、必要な助言、指導を行い、コンプライアンスを徹底します。

#### ⑥ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の職務の補助をすべき専従の使用人を置くこととし、監査役の指示による調査の権限を認めます。その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとします。

**⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

報告・情報提供としての主なものは次のとおりです。

- ・ 経営状況及び事業の遂行状況
- ・ 当社グループの内部統制システムの整備に関する部門の活動状況
- ・ 当社グループの子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

また、使用人が監査役への報告及び情報提供したことを理由として、その使用人に対して、不利な取扱いを行いません。

**⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループの監査体制の実効性を高めるため、経営直轄の内部統制監査室を設置し、監査役、会計監査人及び内部統制監査室が情報交換を行う機会を確保します。また、監査役は、必要に応じて法律・会計等の外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

**① コンプライアンス体制**

行動規準やコンプライアンスに関わる規程等を整備しており、当社及び子会社の社員に対し、その階層や地域に応じて必要なコンプライアンスに関する社内研修や法令情報の周知を行っております。また、社員の企業倫理意識及び企業価値の向上を促進させるための組織としてグッドバリュー推進委員会を設け活動をしております。グッドバリュー推進委員会は、不祥事の未然防止と早期発見を図るために、違法行為通報規程に基づき通報窓口として通報の受領・調査・是正措置等を行っており、その活動内容は定期的に経営へ報告を行っております。

## ② リスク管理体制

リスク管理規程の定めに基づきリスク管理委員会を開催し、当社及び子会社に関わるリスクの把握と管理を行っております。また、その状況は、定期的に取り締役会及び役員を中心に構成する常務会に報告を行っております。

## ③ 取締役の職務執行

取締役会規程にて取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めており、本年度は取締役会を12回開催いたしました。社外取締役2名を含む取締役6名はその全てに出席し、平成29年6月23日付で就任した社外取締役1名につきましては、就任以降に開催された10回の取締役会のうち9回に出席し、随時課題の報告・検討や経営計画の策定等をいたしました。業務執行に係る重要案件は、取締役会への上程前に常務会や経営会議に付議して潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。

また、稟議決裁書類、取締役会の議事録等の取締役の職務に係る文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

## ④ グループ内部統制

子会社が事前に承認申請又は報告すべき事項を子会社管理規程に定めており、子会社の経営状況等は、毎月、当社の取締役会に報告を行っております。また、子会社の事業運営をサポートする窓口を明確にし、機能別に子会社の管理、指導、支援を行うことにより、子会社における業務の効率化に努めております。

## ⑤ 監査役の職務執行

監査役監査の実効性が維持向上されるよう監査役会規程及び監査役監査基準を整備しており、本年度は社外監査役3名を含む監査役4名で構成される監査役会を12回開催いたしました。監査役は、代表取締役社長及び他の取締役や執行役員等と定期的な意見交換を行うとともに、必要に応じて、重要な会議への出席に加え業務執行に関する重要な書類を確認しております。また、監査を実施するにあたっては、会計監査人及び内部監査部門と緊密な連携を図って、実効性のある監査役監査に努めております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為（下記（3）において定義されます。）に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主共同の利益を適切に判断することはできないものと考えております。さらに、外部者である大規模買付者から買付の提案を受けた際に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、両事業分野の有機的結合により実現され得るシナジーその他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと考えております。

### (2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取り組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品自動包装システムは国内トップシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備を行うなど内部統制システムを充実させております。

さらに、平成28年4月には、中期経営計画「Challenge CKD 2018」(平成28年度～平成30年度)をスタートいたしました。「Challenge CKD 2018」は、変化を早くつかみ、素早く対応して、大きなビジネスチャンスにつなげていくために「1. 新しい事業と新しい市場に挑戦」「2. 国内No.1商品をグローバルNo.1商品に進化」「3. 事業基盤の拡大」を3つの基本方針として取り組んでおります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月23日開催の第96期定時株主総会の承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。)を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本方針」といいます。)を更新いたしました。

本方針の有効期限は、平成28年6月23日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、その概要は次のとおりであります。

(注)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### [本方針の概要]

##### I. 大規模買付ルールの内容

当社が設定した大規模買付ルールとは、大規模買付者が①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後(さらに、大規模買付者が大規模買付ルールを順守している場合に、対抗措置を発動するときは、対抗措置の発動に係る株主総会決議を行った後)にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものであります。

具体的な大規模買付ルールの内容は次のとおりであります。

##### (i) 情報の提供

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただきます。

- ② 当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提出いただくべき当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。
- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
  - (b) 大規模買付行為の目的及び内容
  - (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
  - (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ③ 当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様への判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。
- ④ 大規模買付者には、当社が最初に本必要情報のリストを交付した日から起算して60日以内に本必要情報の提供を完了していただきます（以下「必要情報提供期間」といいます。）。なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますので、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものといたします。

当社取締役会が追加的に本必要情報の提供を求めた場合に、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくとも、本必要情報の提供が完了したと判断し、当社取締役会による評価・検討を開始することがあります。また、必要情報提供期間が満了した場合には、本必要情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は本必要情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを終了し、直ちに取締役会評価期間を開始するものといたします。

⑤ 大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合（大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明があり、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断する場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合は、速やかにその旨を開示いたします。

(ii) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は必要情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要なとされる範囲内（ただし、30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示いたします。

## Ⅱ. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、例外的に、対抗措置の発動を決議し、これについて株主総会に諮ることがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、取締役会の決議を行うことといたします。

さらに、当社取締役会が、対抗措置の発動を決議する場合は、必ず株主総会の承認を得ることをその条件とします。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集します。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとなります。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。当社取締役会は、対抗措置の発動として株主への無償割当てにより新株予約権を発行するものとしてといたします。

#### (4) 本方針の妥当性に関する取締役会の判断

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は上記(3)のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。従いまして、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供され当社取締役会により開示された本必要情報、当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為の提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになるため、当社取締役会は本方針が上記(1)の基本方針に沿うものと考えております。

また、本方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、本方針は、当社株主及び投資家の皆様が必要な投資判断を行うにあたっての前提として、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであり、決して当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、経営基盤の充実と更なる事業拡大のための設備投資や研究開発投資等を実施することにより、企業価値の向上を図るとともに、株主還元についても安定的な配当を基本方針としております。

この方針のもと、当期の配当につきましては、平成30年5月14日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり20円とし平成30年6月6日を支払開始日とさせていただきました。これにより、平成29年12月に実施いたしました中間配当金の1株当たり17円を合わせた当期の年間配当金は、前期に比べ7円増配の1株当たり37円となります。

~~~~~  
以上、事業報告に記載の金額については、1株当たり情報を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>85,772</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>43,074</b>  |
| 現金及び預金          | 15,245         | 支払手形及び買掛金      | 19,021         |
| 受取手形及び売掛金       | 26,721         | 電子記録債権         | 2,429          |
| 電子記録債権          | 5,215          | 短期借入金          | 2,899          |
| 営業未収金           | 249            | 1年内償還予定の社債     | 55             |
| 商品及び製品          | 8,840          | 1年内返済予定の長期借入金  | 3,691          |
| 仕掛品             | 4,782          | リース債務          | 76             |
| 原材料及び貯蔵品        | 21,094         | 未払費用           | 3,808          |
| 繰延税金資産          | 2,045          | 未払法人税等         | 2,261          |
| その他             | 1,687          | 賞与引当金          | 414            |
| 貸倒引当金           | △109           | 製品保証引当金        | 412            |
| <b>固定資産</b>     | <b>47,048</b>  | 受注損失引当金        | 78             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>33,199</b>  | その他            | 7,923          |
| 建物及び構築物         | 13,350         | <b>固定負債</b>    | <b>9,687</b>   |
| 機械装置及び運搬具       | 10,449         | 社債             | 191            |
| 工具、器具及び備品       | 1,903          | 長期借入金          | 4,845          |
| 土地              | 6,206          | リース債務          | 66             |
| リース資産           | 134            | 繰延税金負債         | 2,398          |
| 建設仮勘定           | 1,153          | 環境対策引当金        | 161            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,612</b>   | 退職給付に係る負債      | 390            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,237</b>  | 資産除去債務         | 192            |
| 投資有価証券          | 9,411          | その他            | 1,440          |
| 退職給付に係る資産       | 768            | <b>負債合計</b>    | <b>52,762</b>  |
| 繰延税金資産          | 122            | <b>(純資産の部)</b> |                |
| その他             | 966            | <b>株主資本</b>    | <b>75,304</b>  |
| 貸倒引当金           | △31            | 資本金            | 11,016         |
| <b>資産合計</b>     | <b>132,820</b> | 資本剰余金          | 12,383         |
|                 |                | 利益剰余金          | 56,812         |
|                 |                | 自己株            | △4,908         |
|                 |                | その他の包括利益累計額    | 4,644          |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 3,857          |
|                 |                | 為替換算調整勘定       | 1,686          |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額   | △899           |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b> | <b>109</b>     |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>80,058</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>132,820</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 115,700 |
| 売上原価            | 79,864  |
| 販売費及び一般管理費      | 35,835  |
| 営業外収益           | 23,363  |
| 営業外費用           | 12,472  |
| 営業外収益           | 16      |
| 受取利息            | 135     |
| 受取配当金           | 62      |
| 受取事務手数料         | 380     |
| その他             | 594     |
| 営業外費用           | 71      |
| 支払上乗せ           | 155     |
| 持分法による投資損       | 48      |
| デリバティブ評価損       | 93      |
| 為替差損            | 104     |
| その他             | 125     |
| 経常利益            | 598     |
| 特別利益            | 12,469  |
| 固定資産売却益         | 324     |
| 投資有価証券売却益       | 76      |
| 補助金の発生          | 149     |
| 特別損失            | 56      |
| 固定資産売却損         | 8       |
| 固定資産除却損         | 89      |
| 固定資産圧縮損         | 56      |
| 環境対策引当金繰入額      | 85      |
| 税金等調整前当期純利益     | 240     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,875   |
| 法人税等調整額         | △246    |
| 当期純利益           | 12,836  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 9,207   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 65      |
|                 | 9,142   |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|---------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高           | 11,016  | 12,372 | 49,723 | △4,906  | 68,206 |
| 当 期 変 動 額           |         |        |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |        | △2,043 |         | △2,043 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |        | 9,142  |         | 9,142  |
| 自己株式の取得             |         |        |        | △2      | △2     |
| 自己株式の処分             |         | 0      |        | 0       | 0      |
| 従業員奨励福利基金等          |         |        | △9     |         | △9     |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  |         | 11     |        |         | 11     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |        |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -       | 11     | 7,089  | △2      | 7,097  |
| 当 期 末 残 高           | 11,016  | 12,383 | 56,812 | △4,908  | 75,304 |

|                     | その他の包括利益累計額      |          |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|------------------|----------|------------------|-------------------|---------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |        |
| 当 期 首 残 高           | 2,653            | 1,323    | △1,225           | 2,751             | -       | 70,957 |
| 当 期 変 動 額           |                  |          |                  |                   |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                  |          |                  |                   |         | △2,043 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |          |                  |                   |         | 9,142  |
| 自己株式の取得             |                  |          |                  |                   |         | △2     |
| 自己株式の処分             |                  |          |                  |                   |         | 0      |
| 従業員奨励福利基金等          |                  |          |                  |                   |         | △9     |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  |                  |          |                  |                   |         | 11     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,203            | 363      | 326              | 1,893             | 109     | 2,002  |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 1,203            | 363      | 326              | 1,893             | 109     | 9,100  |
| 当 期 末 残 高           | 3,857            | 1,686    | △899             | 4,644             | 109     | 80,058 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-------------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>       | <b>68,326</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>38,994</b>  |
| 現金及び預金            | 8,388          | 支払手形            | 614            |
| 受取手形              | 2,048          | 電子記録債権          | 2,125          |
| 電子記録債権            | 4,609          | 買掛金             | 7,042          |
| 売掛金               | 20,602         | 営業未払金           | 11,186         |
| 営業未収入金            | 249            | 短期借入金           | 2,631          |
| 商品及び製品            | 6,150          | 1年内返済予定の長期借入金   | 3,591          |
| 仕掛品               | 4,497          | 未払金             | 3,721          |
| 材料及び貯蔵品           | 17,629         | 未払費用            | 3,457          |
| 前払費用              | 440            | 未払法人税等          | 1,728          |
| 繰延税金資産            | 1,772          | 前受金             | 1,727          |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 580            | 製品保証引当金         | 371            |
| その他の負債            | 1,355          | 注損引当金           | 78             |
| <b>固定資産</b>       | <b>51,316</b>  | 受取の金            | 718            |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>24,587</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>8,129</b>   |
| 建物                | 9,255          | 長期借入金           | 4,716          |
| 構築物               | 413            | 繰延税金負債          | 2,074          |
| 機械及び装置            | 8,255          | 環境対策引当金         | 160            |
| 車両運搬具             | 3              | その他の負債          | 1,177          |
| 工具、器具及び備品         | 1,299          | <b>負債合計</b>     | <b>47,124</b>  |
| 土地                | 4,888          | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| リース資産             | 61             | <b>株主資本</b>     | <b>68,658</b>  |
| 建設仮勘定             | 410            | 資本金             | 11,016         |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>2,416</b>   | 資本剰余金           | 12,372         |
| ソフトウェア            | 2,161          | 資本準備金           | 11,797         |
| その他の負債            | 254            | その他資本剰余金        | 575            |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>24,312</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>50,177</b>  |
| 投資有価証券            | 9,409          | 利益準備金           | 1,286          |
| 関係会社株             | 3,628          | その他利益剰余金        | 48,891         |
| 関係会社出資            | 6,405          | 別途積立金           | 39,000         |
| 関係会社長期貸付金         | 2,230          | 繰越利益剰余金         | 9,891          |
| 前払金               | 2,064          | <b>自己株式</b>     | <b>△4,908</b>  |
| その他の負債            | 601            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>3,859</b>   |
| 貸倒引当金             | △26            | その他有価証券評価差額金    | 3,859          |
| <b>資産合計</b>       | <b>119,642</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>72,518</b>  |
|                   |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>119,642</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 95,942 |
| 売上原価         | 70,118 |
| 売上総利益        | 25,824 |
| 販売費及び一般管理費   | 17,296 |
| 営業利益         | 8,527  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息及び配当金    | 552    |
| その他          | 377    |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 31     |
| 売却引          | 155    |
| その他          | 174    |
| 経常利益         | 9,096  |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 322    |
| 投資有価証券売却益    | 71     |
| 補助金収入        | 56     |
| 特別損失         |        |
| 固定資産売却損      | 2      |
| 固定資産除却損      | 84     |
| 固定資産圧縮損      | 56     |
| 環境対策引当金繰入額   | 85     |
| 税引前当期純利益     | 9,317  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,969  |
| 法人税等調整額      | △585   |
| 当期純利益        | 6,933  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)  
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |                 |             |           |                 |               |             |         |        |
|--------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|---------------|-------------|---------|--------|
|                          | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |             | 利 益 剰 余 金 |                 |               |             | 自 株 己 式 | 株主資本計  |
|                          |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 計 |         |        |
|                          |         |           |                 |             |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |             |         |        |
| 当 期 首 残 高                | 11,016  | 11,797    | 575             | 12,372      | 1,286     | 35,000          | 9,001         | 45,287      | △4,906  | 63,770 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |                 |             |           |                 |               |             |         |        |
| 剰余金の配当                   |         |           |                 |             |           |                 | △2,043        | △2,043      |         | △2,043 |
| 当期純利益                    |         |           |                 |             |           |                 | 6,933         | 6,933       |         | 6,933  |
| 別途積立金の積立                 |         |           |                 |             |           | 4,000           | △4,000        | -           |         | -      |
| 自己株式の取得                  |         |           |                 |             |           |                 |               |             | △2      | △2     |
| 自己株式の処分                  |         |           | 0               | 0           |           |                 |               |             | 0       | 0      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |         |           |                 |             |           |                 |               |             |         |        |
| 当期変動額合計                  | -       | -         | 0               | 0           | -         | 4,000           | 890           | 4,890       | △2      | 4,887  |
| 当 期 末 残 高                | 11,016  | 11,797    | 575             | 12,372      | 1,286     | 39,000          | 9,891         | 50,177      | △4,908  | 68,658 |

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                | 2,653            | 2,653                  | 66,424    |
| 当 期 変 動 額                |                  |                        |           |
| 剰余金の配当                   |                  |                        | △2,043    |
| 当期純利益                    |                  |                        | 6,933     |
| 別途積立金の積立                 |                  |                        | -         |
| 自己株式の取得                  |                  |                        | △2        |
| 自己株式の処分                  |                  |                        | 0         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) | 1,206            | 1,206                  | 1,206     |
| 当期変動額合計                  | 1,206            | 1,206                  | 6,094     |
| 当 期 末 残 高                | 3,859            | 3,859                  | 72,518    |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

C K D株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 家元清文 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤達治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、C K D株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、C K D株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

C K D株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 家元清文 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤達治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C K D株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部統制監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 必要に応じて取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、国内外子会社については、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告及び説明を受け、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ⑤ また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

C K D 株式会社 監査役会

|       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 常勤監査役 | 大 森 | 繁   | ㊟ |
| 社外監査役 | 林   | 公 一 | ㊟ |
| 社外監査役 | 南 谷 | 直 毅 | ㊟ |
| 社外監査役 | 澤 泉 | 武   | ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | かじ もと かず のり<br>梶 本 一 典<br>(昭和31年11月22日生)   | 昭和55年4月 当社入社<br>平成16年6月 当社取締役執行役員 営業本部長<br>平成17年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長<br>平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る                                                               | 56,949株    |
| 2     | おく おか かつ ひと<br>奥 岡 克 仁<br>(昭和42年8月23日生)    | 平成3年4月 当社入社<br>平成20年10月 当社生産本部 小牧機器事業所 生産管理部長<br>平成26年6月 当社コンポーネント本部副本部長 兼 統括管理部長<br>平成27年6月 当社執行役員 コンポーネント本部長<br>平成28年6月 当社取締役執行役員 品質・安全担当 兼コンポーネント本部長 現在に至る | 11,753株    |
| 3     | ※<br>こく ぼ まさ ふみ<br>国 保 雅 文<br>(昭和36年3月9日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成17年3月 当社営業本部 東京支店 東京第1営業部長<br>平成17年10月 当社営業本部 販売企画部長<br>平成20年10月 台湾喜開理股份有限公司 董事・総経理<br>平成24年9月 当社経営企画部長<br>平成27年6月 当社執行役員 経営企画部長 現在に至る      | 10,704株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | ※<br>ゆ はら しん じ<br>湯 原 真 司<br>(昭和38年6月10日生) | 昭和61年4月 当社入社<br>平成19年10月 当社営業本部 名古屋支店 名古屋営業部長<br>平成24年5月 当社営業本部 大阪支店長<br>平成25年6月 当社執行役員 営業本部 大阪支店長<br>平成26年4月 当社執行役員 営業本部副本部長<br>平成27年4月 当社執行役員 営業本部長 現在に至る        | 12,488株    |
| 5     | か がわ じゅん いち<br>加 川 純 一<br>(昭和25年9月19日生)    | 昭和52年4月 日本特殊陶業株式会社入社<br>平成15年6月 同社取締役<br>平成19年6月 同社常務取締役<br>平成21年6月 同社専務取締役<br>平成23年6月 同社顧問・技監<br>平成24年6月 当社取締役 現在に至る<br>平成26年7月 日本特殊陶業株式会社 嘱託 現在に至る               | 1,000株     |
| 6     | あさ い のり こ<br>浅 井 紀 子<br>(昭和39年7月25日生)      | 平成9年4月 名古屋大学 経済学部助手<br>平成11年3月 名古屋大学 博士(経済学)取得<br>平成15年4月 中京大学 経営学部助教授<br>平成19年4月 中京大学 経営学部教授 現在に至る<br>平成27年6月 当社取締役 現在に至る                                         | 0株         |
| 7     | うえ むら かず まさ<br>植 村 和 正<br>(昭和32年5月20日生)    | 平成2年3月 名古屋大学博士(医学)取得<br>平成17年8月 名古屋大学 医学部附属総合医学教育センター教授<br>平成21年4月 名古屋大学 総長補佐<br>平成29年4月 愛知淑徳大学 健康医療科学部教授 現在に至る<br>平成29年5月 名古屋大学 名誉教授 現在に至る<br>平成29年6月 当社取締役 現在に至る | 0株         |

(注) 1. 取締役候補者の選任理由について

- (1) 梶本一典氏につきましては、同氏が有する営業部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 奥岡克仁氏につきましては、同氏が有する生産部門での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 国保雅文氏につきましては、同氏が有する営業部門並びに海外経験及び経営企画部門での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (4) 湯原真司氏につきましては、同氏が有する営業部門での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - (5) 加川純一氏につきましては、技術開発部門での長年の経験及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
  - (6) 浅井紀子氏につきましては、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識と豊富な経験を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
  - (7) 植村和正氏につきましては、医療・医学を専門とする大学教授としての高度な学術知識と人材育成をはじめとする豊富な経験を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
2. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について
    - (1) 加川純一氏は、日本特殊陶業株式会社の嘱託であり、当社と同社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社及び同社の連結売上高の0.2%未満であります。
    - (2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. ※印は新任取締役候補者であります。
  4. 加川純一、浅井紀子及び植村和正の各氏は、社外取締役候補者であります。
  5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
    - (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
      - ① 加川純一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
      - ② 浅井紀子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
      - ③ 植村和正氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
    - (2) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、加川純一、浅井紀子及び植村和正の各氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において各氏の再選をご承認いただいた場合、当社は各氏との間の上記契約を継続する予定であります。
  6. 加川純一、浅井紀子及び植村和正の各氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役林公一及び澤泉武の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | はやし こう いち<br>林 公 一<br>(昭和39年10月28日生) | 平成2年10月 KPMG New York事務所入所<br>平成9年4月 公認会計士 登録<br>平成20年3月 株式会社アタックス 代表取締役 現在に至る<br>平成22年6月 当社監査役 現在に至る<br>平成25年6月 株式会社プラザクリエイト本社 社外監査役 現在に至る                                                                                                                                                                   | 0株         |
| 2     | さわ いずみ たけし<br>澤 泉 武<br>(昭和26年3月19日生) | 昭和49年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行<br>平成10年11月 同行 投資サービス営業部長<br>平成13年4月 株式会社三井住友銀行 備後町法人営業部長<br>平成14年6月 同行 執行役員 大阪第二法人営業本部長<br>平成15年6月 三井住友カード株式会社 常務取締役<br>平成18年10月 アルファリート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長<br>平成20年6月 SMBCコンサルティング株式会社 代表取締役社長<br>平成25年6月 同社 取締役会長<br>平成26年6月 当社監査役 現在に至る<br>平成26年10月 ラオックス株式会社 顧問 現在に至る | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 林公一及び澤泉武の両氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。  
(1) 社外監査役候補者の選任理由について

- ① 林公一氏につきましては、同氏が有する公認会計士としての専門的な知識と経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ② 澤泉武氏につきましては、同氏が有する経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数  
林公一氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。  
澤泉武氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、林公一及び澤泉武の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において両氏の再選をご承認いただいた場合、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
4. 林公一及び澤泉武の両氏は、金融商品取引所の定める独立役員候補者であります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は平成19年6月28日開催の定時株主総会において、年額600百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額120百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在及び第1号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の員数は、7名（うち社外取締役3名）です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年48千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とし

て、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、任期満了又は定年その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了又は定年その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区金山町一丁目1番1号  
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコートⅢ  
電話 052-683-4111 (代)

交通機関 JR・名鉄・地下鉄 金山総合駅南口から徒歩約1分  
お 願 い 当日、ホテル駐車場(有料)は混雑することが予想されますので、公共交通機関をご利用のうえ、会場までお越しいただきますようお願い申し上げます。

